

# 令和 6 年度

# 志免町協働事業提案制度

## 募集要項



**《事前協議後の申請書提出締切》**

**令和 6 年 2 月 29 日（木） 17 : 00 【必着】**

※今回の募集は、令和 6 年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするために、予算成立前に募集の手続きを行うものです。令和 6 年度当初予算において本事業が成立しなかったとき、又は変更になったときは、助成の内容に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

〈お申し込み・お問い合わせ先〉

志免町役場 まちの魅力推進課 地域づくり係

〒811-2292 糟屋郡志免町志免中央一丁目 1 番 1 号

TEL : 092-935-1853 Eメール : chiiki@town.shime.lg.jp

申請書提出には担当課との事前協議が必要です。応募される方・検討されている方は、7 ページ記載のスケジュールを確認いただき、お早めにまちづくり支援室にご相談ください。

## 【目次】

I 協働事業提案制度について・・・3 p

II 制度の概要・・・3～5 p

III 応募から実施まで・・・6～8 p

IV 判定項目・採点基準・・・8～9 p

### ご存知ですか？まちづくり支援室

「志免町まちづくり支援室」は、住民活動団体の自立を支援し、志免町と町民の皆さんとで協働したまちづくりをすすめるために設置された施設です。団体運営に関する疑問や悩みなどがありましたら、いつでもご相談ください。

#### ■ お問い合わせ先

〒811-2244

福岡県糟屋郡志免町志免中央 1 - 3 - 2

(生涯学習 1 号館内)

**TEL : 092-936-8626**

FAX : 092-936-8626

E-mail : collabo@town.shime.fukuoka.jp

FB : <https://www.facebook.com/collabo.shime>

**まちづくり支援室は、協働コーディネーターとしてサポートします。**

## I 協働事業提案制度について

### 1. はじめに

昨今、住民を取り巻く社会環境や町行政の財政状況は一段と厳しさを増す中で、住民ニーズは複雑化・多様化し、地域社会で生じる様々な課題に対して、行政だけでは十分に解決できない状況となっています。

本町では、「志免町みんなの参画条例」を制定し、まちづくり支援室の設置など、協働を推進する環境整備を行ってまいりましたが、これまで以上に、住民、地域、行政、企業といった様々な主体同士が役割分担をしながら、共に課題解決を図っていくことが不可欠となっています。

今後、より一層協働の推進に取り組んでいくために、様々なまちづくりに参加する住民一人一人の意思と、参加しやすい環境を大事にし、住民と行政が志（こころ）を結び合わせてともにあゆむまちづくりを目指しています。

### 2. 協働事業提案制度とは

NPO・ボランティア団体の皆さんの知恵と力を活かした協働によるまちづくりのさらなる推進を図るため、協働事業提案制度を実施しています。

この制度は、「もっとこの町を良くしたい!」、「この課題を何とか解決したい!」など、日頃から感じる地域の課題について、団体の皆さんからの事業提案を受け付け、志免町と協働して事業実施することで、住民サービスの質の向上、行政課題の効果的・効率的な解決につなげる制度です。ぜひ、ご活用ください。

## II 制度の概要

### 1. 協働事業の種類・交付金の額など

協働事業提案制度には、以下 2 種類あります。

種類	1) 団体提案型協働事業	2) 行政提案型協働事業
内容	住民活動団体の皆さんが日頃から課題と感じているもののうち、その解決のために行政と協働する必要がある事業を新たな視点から提案していただきます。	行政が課題をあらかじめ示し、その課題を住民活動団体と行政との協働により解決する方法を提案していただきます。  ※ 今回の募集はありません。
助成率及び助成金額限度	<u>補助対象経費の 2 分の 1 以内の額。</u> ただし、 <b>30 万円を限度</b> とします。	<u>補助対象経費の 5 分の 4 以内の額。</u> ただし、 <b>60 万円を限度</b> とします。

※団体提案型協働事業の実施担当課がわからない場合は、まちづくり支援室にお問合せください。

## 2. 応募できる団体

以下の項目をすべて満たす団体が応募できます。

(団体提案型・行政提案型 共通)

- 自主的・自発的に運営をおこなっていること
- 団体の会員数が5人以上であること
- 組織の運営に関する定款又は規約等があり、会員名簿を備えていること
- 団体において独立した経理を適正に行っていること（特定非営利活動法人については事業報告書等を提出していること）
- 事業の成果報告や会計報告ができること
- 誓約書（提出書類 様式第5号）に記載された内容に該当すること
- 設立趣旨や活動内容が、協働のパートナーとして不適当な団体でないこと

(団体提案型のみ)

- 代表者が町内に住所を有すること
- 主たる活動の場が町内にあること
- 会員の3分の2以上が町内に在住、在勤又は在学していること

## 3. 協働事業の要件

令和6年度中（2025年3月31日まで）に実施完了する事業で、以下の項目をすべて満たす事業が対象です。

- 町民と行政が協働で取り組む必要がある公益性の高い事業
- 町民と行政の役割分担が明確かつ妥当で、それぞれの特性を生かし相乗効果が高まる事業
- 志免町総合計画で掲げられた施策に沿う事業
- 課題解決に向けた新たな視点が取り込まれていること
- 予算の見積もり等が適正であること
- 他の補助金又は交付金の交付を受けていない事業
- 法令等に抵触しない事業
- 宗教、政治又は営利を目的とした事業でないこと
- 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でないこと
- 地区住民の交流会等の親睦的な事業でないこと
- 公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業でないこと

#### 4. 助成対象経費

事業に直接要する、必要不可欠な経費が対象です。同じ経費であっても補助対象となる部分とならない部分があります。詳しくはお問合せください。

項目	補助対象となるものの例	補助対象とならないものの例
人件費	協働事業の実施に直接かかる人件費	団体運営にかかる恒常的な人件費
食糧費	講師の飲料代、ワークショップ開催時に必要な飲料・茶菓子に限る	左記以外の飲食にかかる費用は補助対象外
原材料費	塗料や木材などの原材料	参加者が負担すべきと考えられる原材料
旅費	講師の交通費や宿泊費 (町の基準に準じる)	調査研究や視察に伴う交通費・宿泊費
通信運搬費	郵便料、宅配便代	電話料、インターネット使用料
燃料費	作業等に必要な機材、車両等の燃料費	
保険料	事業の実施にかかる保険料	建物等にかかる火災保険・地震保険、自動車保険など
報償費	外部の講師への謝礼	団体会員のみを対象とした講座にかかる謝礼、団体会員への謝礼、事業参加者への参加賞
使用料及び賃借料	会場や会議室の使用料、車や機械の借上料、駐車料金	団体事務所の賃借料、団体会員所有の車両または機材の借上料
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレットの作成費、必要な資料等を作成するためのコピー代	適正な数量を超える印刷代
消耗品費	用紙、文房具、事務用品などの購入費 (おおむね 1 万円未満のもの)	適正な数量を超える消耗品の購入費
備品購入費	一律対象外	
その他		光熱水費などの団体の恒常的な運営経費、慶弔費、交際費、加入団体への負担金、領収証のないもの

※ 上記はそれぞれ町の基準に準じます。

※ 決定された事業の役割分担により、町が経費（職員人件費を除きます）を支出する場合は、町が支出する経費を総事業費に含めて交付金額を決定します。

### Ⅲ. 応募から実施まで

#### 1. スケジュール

申請する前に、事前にまちの魅力推進課もしくはまちづくり支援室にご相談ください。



申請書提出には、事業実施担当課との事前協議が必要です。まちづくり支援室で団体と担当課とのコーディネートを行います。また、必要に応じて企画提案や打合せのサポートも行いますので、ぜひご相談ください。

#### 2. 提出書類

令和 6 年 2 月 29 日 (木) 午後 5 時まで、下記書類をまちの魅力推進課地域づくり係へご提出ください。

- ①志免町協働事業交付金交付申請書 (様式第 1 号)
- ②協働事業企画提案書 (様式第 2 号)
- ③協働事業収支予算書
- ④団体に関する調書 (様式第 3 号)
- ⑤団体の役員名簿 (様式第 4 号)
- ⑥団体の会員名簿 (団体提案型の場合のみ)
- ⑦団体の定款、規約、会則 (またはこれに代わるもの)
- ⑧団体の前年度事業報告書 (またはこれに代わるもの)
- ⑨団体の前年度決算書類一式 (またはこれに代わるもの)
- ⑩誓約書 (様式第 5 号)
- ⑪その他

※提出書類は、まちの魅力推進課及びまちづくり支援室で配布しています。町ホームページからもダウンロードできます。

### 3. プレゼンテーション

提案された協働事業については、学識者や一般公募住民等で構成される協働事業提案制度判定委員会において、申請団体からの公開プレゼンテーションを経て実施を決定します。

日時： **3月22日（金曜） 15時から**

場所： 志免町役場 2階 第2会議室

- 審査を行う判定委員には、各団体から提出された書類の写しを配布します。この他に判定委員に配布したい資料がある場合は、プレゼンテーション前日までに、まちの魅力推進課へお持ちください。部数は9部です。
- パソコン、プロジェクターを利用する場合は、準備の都合上事前にお申し出ください。
- 出席は、団体と事業実施担当課をあわせて4名までとします。
- 持ち時間は、各団体10分以内とします。10分を超えた場合は、その時点で打ち切りとなりますので、申請された内容に沿って簡潔にご説明ください。
- 質疑応答の時間があります。

### 4. 審査（判定項目・採点基準）

審査は、提出された書類やプレゼンテーションの内容をもとに、基準に基づいて行われます。判定委員会が審査結果を町長に報告した後、町長が協働で実施する事業を最終的に決定し、結果を通知します。（採点基準表は8～9ページ掲載）

### 5. 事業の実施について

- 実施決定後、担当課と協議し、事業の目的、期限やスケジュール、役割分担、責任の範囲、費用負担など重要事項については、協議により決定した内容を「協働協定書」として文書化し担当課との間で締結します。団体と町との「目的の共有」「対等な関係」「相互理解」のもと、協働協定書に沿って事業を進めていきます。
- 当初の申請から経費の配分を変更する場合、事業を中止又は廃止する場合は、事業の変更申請を行う必要があります。変更申請が遅れますと、交付決定が取消しになりますので、速やかにご提出ください。また、事業の実施が計画より大きく遅れそうな場合、内容等に大きな変更が生じる場合、事業の実施が困難になった場合は、速やかに、まちの魅力推進課へご相談ください。
- 交付金は、原則として事業実施終了後の交付ですが、事前に交付金が必要となる場合には、まちの魅力推進課へ相談の上、申請を行ってください。志免町補助金交付規則に基づき、交付金の2分の1を上限として事前に交付できる場合があります。

- 事業完了後、実績を報告していただき、助成金交付額を確定した後、助成金を交付します。また、実施した事業については、報告会を行います。
- 協働事業の実施に伴い収入が生じたり、寄付を受けたなどの理由により、決算において残余金を生じたりした場合は、団体と町との経費の負担割合に応じて、当初の交付決定額にかかわらず、交付金額を変更することがあります。

## 6. その他

- 同一の協働事業の実施は、3回を上限とします。
- 事業実施に係る資料は各団体において5年間保管してください。
- 各団体から申請され、決定された全ての事業は、町ホームページにて公表します。また、審査結果及び理由、事業の実施・報告内容及び団体の情報等についても、個人情報に関するものを除き、原則公表します。
- 事業実施の中で知り得た個人情報については、取扱いに十分ご注意ください。

## IV 判定項目・採点基準

判定項目	採点基準	配点
<b>団体の実施能力（20点）</b>		
事業実績	年間を通じ、自主的かつ継続的に事業を行っているか。 行政との協働の実績はあるか。	5点
団体運営状況	事業報告書や決算書は作成しているか。 収支状況は健全か。	5点
情報公開	団体に関する情報は積極的に公開されているか。 公開している内容は適正か。	5点
組織体制	団体の事業運営を支える体制があるか。 会員など、多くの者から活動の支持を受けているか。	5点
<b>事業の有効性（45点）</b>		
課題の把握	課題の把握は適切か、課題が客観的に説明されているか。 志免町総合計画との整合性はあるか。	5点
目的の明確性	不特定かつ多数の者の利益（＝公益）につながる課題解決になっているか。団体自体の目的や事業との整合性はあるか。	5点
事業の企画力	事業企画全体を通じて、課題を効果的、効率的に解決する提案となっているか。	5点
事業の波及性	全町的な広がりを期待できる事業か。 地域社会や町民、他の団体等にその波及効果が期待できるか。	5点
事業の計画性	実施や準備のスケジュールは具体的で適正か。 実施能力と提案の事業規模のバランスは取れているか。	5点



事業の実現性	実施や準備に必要な人員体制が組まれているか。 法的な部分も含めて、実現が困難となり得るリスクがないか。	5点
目標と成果指標	課題や目的との整合性があるか。目標設定に無理はないか。 成果指標は明確で目標達成度をはかることができるか。	5点
事業の発展性	一過性のものでなく、協働事業終了後も継続、発展の可能性が期待できるか。	5点
予算の妥当性	収支計画は妥当か。 費用の積算根拠は詳細かつ具体的か。	5点
<b>協働の有効性 (35点)</b>		
協働の必要性	課題解決のために協働事業提案制度を活用する必要があるか。単なるイベント開催や調査事業になっていないか。	5点
協働の役割分担	双方の役割分担は具体的かつ明確で妥当か。特に町側の役割として「資金」「広報」「公共財の提供」以外の役割はあるか。	5点
協働の相乗効果	双方が単独で行うよりも多くの効果が期待できる内容になっているか。費用対効果はあるか。	5点
町民の参加度	団体の構成員以外の町民が、事業の企画・運営や準備への参加等を通じて、事業に関わることが期待できるか。	5点× 2
事業への熱意	団体・町ともに協働事業および提案への熱意があるか。 協働に対する理解があるか。	5点× 2
合計		100点